

民生委員・児童委員の

ひろば

支えあう 住みよい社会 地域から

1

2022

January

特集

新春のごあいさつ

得能 金市 全国民生委員児童委員連合会 会長

山本 麻里 厚生労働省 社会・援護局長

橋本 泰宏 厚生労働省 子ども家庭局長

- 支える・つながる仲間
地域の子ども・子育て家庭への支援について
〓官・民・市民、ネットワークの構築を
全国児童家庭支援センター協議会 会長 橋本 達昌
- ICT活用のための豆知識
「アプリをダウンロードしてインストールする」
- 情報室
「令和2年度 児童生徒の問題行動・
不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」
の結果が公表されました
- 人権について考える
「合理的配慮」って何？



全国民生委員児童委員連合会 会長

得能 金市

人と人がつながり続ける 社会をつくる

新春の
ごあいさつ



皆さまへ新春のごあいさつとして

全国民生委員児童委員連合会 得能 金市 会長

厚生労働省 山本 麻里 社会・援護局長

厚生労働省 橋本 泰宏 子ども家庭局長

からのメッセージをお届けします。

謹

んで、新年のご挨拶を
申しあげます。

日ごろより全民児連事業にご
支援、ご協力くださり誠にあり
がとうございます。

さて、令和3年は新型コロナ
ウイルス感染症の流行（コロナ

禍）のなかでも、人と人がつ
ながり続けることができるよう
工夫と努力を重ねた1年であつ
たと感じております。多くの委
員が、手紙やはがきを使ったり
直接会うことを控えたりしなが
ら、工夫して活動されたことで
しょう。「困っている人を孤立

2022
寅

させないため、そして地域のため、今できることをする」という民生委員・児童委員の想いを感じ、同じ想いをもつ仲間が全国にいることを誇りに思います。

さて、大雨による水害や土砂災害、地震、大規模火災などの自然災害は、昨年も日本各地を襲いました。8月には、大雨のなかで活動されていたおひとり委員が亡くなりました。被災地の皆さまに心よりお見舞いを申しあげ、被災地のために献身的に活動する委員の皆さまに敬意を表します。

昨年は災害対策基本法が改正され、命を守る行動をより一層促すような、危険度を強く知らせる避難情報の発令に替わりました。また、避難行動要支援者の個別避難計画の作成が、市町村長の努力義務とされまし

た。この法改正に先立ち内閣府と厚生労働省は連名で、計画作成にあたり、福祉専門職や民生委員・児童委員、自主防災組織、社会福祉協議会などとの連携を重要視する事務連絡を発出しています。

発災時に何より大切なのは、委員ご自身と家族の安全です。平常時は災害を想定した地域ぐるみの体制を構築すること、発災時は自らの身の安全を確保し、近隣住民と声をかけあいながら率先避難を心がけましょう。そして、避難情報発令中に見守りや安否確認が必要な方があれば、自ら対応することより自治体への状況伝達(つなぐこと)を優先する行動方針を、あらためて確認しあいましょう。

さて、一昨年よりコロナ禍を受け、住民の生活上の困りごと

は増加、深刻化しています。子どもや子育て家庭では、児童相談所による児童虐待相談対応件数が過去最多となり、学校では不登校や自殺で亡くなった児童・生徒の数が増加しました。

さらに、高齢者世帯では、自粛生活の長期化による認知機能や身体機能の低下、通信販売の利用による消費者トラブルの増加などが問題となつています。地域の困りごとを発見し、関係機関につなぐことの重要性がさらに増したといえます。

個人や世帯によって困りごとは異なり、複雑化・複合化していることも珍しくありません。行政や地域にある関係機関、専門職とつながりをもつとともに、民児協内でも相談や連携を密にし、困りごとを抱える個人や世帯を必要な支援につなぐことが私たちの本分であり職務です。

本年は一斉改選の年です。委員個人、また民児協として、今期の活動を振り返り、成果や課題を整理し、これまで積み上げてきた経験や地域住民との信頼関係、先輩方の想いを引き継げるよう、準備をすすめていきたいと思えます。

近年国は、地域共生社会の実現をめざした地域福祉を推進しています。いつの時代もどのような状況下にあっても、地域住民や地域の困りごとに向き合い、「良き隣人」として活動する私たち民生委員・児童委員の姿勢は変わりません。新たな1年を全国の仲間の皆さまとともにスタートできることをうれしく思います。皆さまのさらなる活躍を心よりお祈り申しあげ、年頭の挨拶といたします。

新年を迎えて



厚生労働省
社会・援護局長

山本 麻里



謹

んで新年のお慶びを申し上げます。

民生委員・児童委員の皆様方には、日頃から住民の立場に立った相談・支援活動を通じて、地域福祉の推進にご尽力いただいております。誠に、厚く御礼申し上げます。

さて、昨年は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、日々の行動が制限され、日本経済や皆様の生活が大きな影響を受けるとともに、8月の大雨をはじめ、

多くの自然災害に見舞われた1年でした。

しかし、このような状況にあっても、民生委員・児童委員の皆様方におかれましては、日々、感染拡大防止に努めながら、地域の実情に応じた活動を行っていただき、また、災害発生時には、被災された方々に寄り添い、心の支えとして温かな支援をいただきましたこと、改めて御礼申し上げます。

現在、我が国においては、少子

高齢化の進行と、人口減少社会の到来、また、地縁や血縁といった共同体機能の脆弱化など、社会構造の変化により、地域における支援ニーズが複雑化・複合化しています。

こうした中で、厚生労働省では、人々が様々な生活課題を抱えながらも、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域の住民や多様な主体が互いに支え合い、ともに地域を創っていくことのできる「地域共生社会」の実現に向けた取組を進めています。

このような「地域共生社会」の実現を推進していく上で、地域の住民を見守り、支える機能が更に重要になっていくことから、住民にとって最も身近な存在で、地域ごとに精通され、また、行政との架け橋でもある、民生委員・児童委員の皆様方に寄せられる期待

は一層大きくなっています。

民生委員・児童委員の皆様方には、引き続き、地域づくりの役割を担う存在として、住民の立場に立った活動・支援に、一層のご尽力を賜りますよう、お願い申し上げます。

厚生労働省といたしましても、歴史ある民生委員・児童委員制度をさらに発展させ、次の世代にしっかりと引き継いでいくことが責務であると考えています。そのため、全国民生委員児童委員連合会や関係者と一丸となって、皆様方が活動しやすい環境づくりに引き続き尽力してまいります。

結びに、皆様方のますますのご発展とご多幸を心より御祈り申し上げます。新春のご挨拶とさせていただきます。

2022
寅



明日を担う子どもたちが 健やかに育つことができる 社会に向けて



厚生労働省
子ども家庭局長

橋本 泰宏



新 春を迎え、謹んでお慶び申し上げます。

民生委員・児童委員、主任児童委員の皆様におかれましては、日頃から地域を見守り、子どもや子育て家庭を取り巻く状況を把握され、市町村、学校、児童相談所や児童館等関係機関との連携・情報共有により、地域におけるさまざまな相談・援助活動にご尽力をい

ただいておりますこと、厚く御礼申し上げます。

また、一昨年から続く新型コロナウイルス感染症に加え、大雨等の自然災害など厳しい社会状況の中にあっても、様々な工夫を凝らして制約を克服しながら地域を支え、献身的に活動いただいておりますこと、心より感謝申し上げます。

厚生労働省では、子どもの健や

かな成長・発達が保障される社会づくり、また子どもを産み育てやすい環境の整備に積極的に取り組んでおります。保育所における待機児童の解消に向けては、「新子育て安心プラン」に基づき、令和6（2024）年度末までに14万人分の保育の受け皿を整備するとともに、地域の特性に応じた支援を推進しております。また、放課後児童クラブについても、待機児童の解消等に向け、「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、令和5（2023）年度末までに約30万人分の受け皿整備を図ることとしております。

また、虐待や貧困など特別な支援が必要な子どもや家庭への支援も大変重要となっております。児童虐待の根絶に向けては、これまでに「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」や「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」などを決定し、対策を講じているほか、令和2（2020）年4月には、親権者等による体罰の禁止や

児童相談所の体制強化、関係機関間の連携強化等を定めた児童福祉法等の改正法が施行され、児童虐待防止対策の強化を進めているところでです。

一人一人の子どもや子育て家庭を身近な地域の中で支援するこうした取組を進めていくためには、何よりも人と人とのつながりが重要です。

皆様方には引き続き地域住民に寄り添い、行政や関係機関との架け橋となつていただくことをご期待申し上げますとともに、地域の子どもや妊産婦、乳幼児の保護者等に対する助言や支援、児童虐待防止のための取組など、未来を担う子どもたちが健やかに育つことができる社会づくりにますますご尽力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、皆様方の今後益々のご健勝とご活躍を心よりお祈り申し上げます。新春のご挨拶とさせていただきます。



地域の子ども・子育て家庭への支援について 官・民・市民 ネットワークの構築を

全国児童家庭支援センター協議会
会長 橋本 達昌

児童家庭支援センターは、平成10(1998)年に生まれた比較的新しい社会資源であり、令和3(2021)年11月1日現在、北海道から沖縄まで全国160か所余りに設置されています。

児童家庭支援センターが行う事業は、その設置運営要綱で(1)地域・家庭からの相談に応ずる事業(2)市町村の求めに応ずる事業(3)都道府県又は児童相談所からの受託による指導(4)里親等への支援(5)関係機関等との連携・連絡調整、と定められています。

とりわけ(5)については、「児童や家庭に対する支援を迅速かつ的確に行うため」として「児童相談所、

市町村、里親、児童福祉施設、要保護児童対策地域協議会、民生委員、児童委員、学校等との連絡調整を行う。」(一部省略)と具体的に記されており、いわばプラットフォーム的役割が期待されています。

このほか多くの児童家庭支援センターでは、子育て短期支援事業(ショートステイ)の利用調整を行ったり、児童虐待防止や発達障がい・養育課題に関する市民セミナーを開講したり、子どもの貧困対策としての学習支援や子ども宅食事業を実施するなど、地域コミュニティに密着した、きめ細かな子ども・子育て支援活動を展開

しています。

全国津々浦々に点在している児童家庭支援センターの現状は、運営主体も構成メンバーのキャリアも得意とする支援領域も実にさまざまなのですが、総じて児童家庭支援センターは、継続性や俊敏性、柔軟性に富んだ民間支援機関であるがゆえに、数多の関係機関を繋ぐネットワーク拠点となりうることも、多様な困難や生きづらさを抱える子どもたちの未来を紡ぐファミリーソーシャルワーク拠点となりうる社会資源であるといえます。

ところで最近、「親ガチャ」という言葉が流行しています。これはソーシャルゲームにありがちなキャラクター入手方法(「ガチャ」になぞらえた言い方で、子どもの立場から「親は自分では選べない」)といった境遇に生まれるかはその運任せ」と、世の中の不等しさや自らの無力感を嘆くために生まれた造語です。「親ガチャ」という極めて厭世的で悲哀に満ちた表現が、かくも急激に流布する背景には、子どもの貧困や児童虐待、

ヤングケアラー問題などの拡大や深刻化、さらには、そこからの脱出が決して容易ではないといった厳しい現実があるのでしょうか。

思うに、私たちの身近にある子ども家庭福祉に関わる諸問題を解消・緩和し、子ども・子育て家庭への支援を充実させていくためには、児童相談所や市町村による対応だけでは到底足りません。むしろ各々の地域コミュニティにおいて「官」(児童相談所や市町村)と「民」(公共サービスを担う社会福祉法人やNPO)と「市民」(民生委員・児童委員や里親、子ども食堂の運営者等)が綿密に連携・協働し、「官・民・市民」の三層による厚みのある、のりしろの大きな支援ネットワークを構築していくことが益々大切となるでしょう。

児童家庭支援センターは、かような地域支援システムの要となるべく努めていく所存ですので、本稿をご覧の民生委員・児童委員の皆様へのご支援とご協力をよろしくお願い申し上げます。



ICTに関する用語の解説、ICTを活用するコツや留意点などを解説するコーナーです。

アプリをダウンロードしてインストールする

スマートフォンやタブレットを使うなかで「アプリ」という言葉に多く触れます。「アプリ」は、「アプリケーション・ソフトウェア」の略で、ある動作を行うためのプログラムの総称です。カメラ機能はカメラアプリ、電卓は電卓アプリ、メールはメールアプリなど、それぞれのアプリが作動することで、そのスマートフォン(タブレット)上でプログラムが作動し、当該操作ができます。

スマートフォンを「家(建物)」に例えると、アプリは「家具」や「家電」、「観葉植物」など、その家での暮らしを豊かに(便利に)するためのツールです。

つまり、「アプリをダウンロードしてインストールする」は、家とテレビの関係で例えると、「テレビを買って、部屋に設置して、視聴

できる状態にする」イメージです。ただし、「インストール」という言葉にダウンロードの意味を含め、使用されることも多いため、柔軟な解釈が求められます(アプリをインストールする≠テレビを買って、部屋に設置して、視聴できる状態にする)。

参考例示: 家やテレビで例えると……

用語	例示
スマホ/タブレット	テレビを置く家(建物・部屋)
アプリ	テレビ本体
ダウンロード	テレビを買う(入手する)
インストール	テレビを視聴できる状態にする
アンインストール	テレビを捨てる(家から無くす)
プリインストール	トイレなど、入居時点で使用することができるもの

(注) 上記は一般的な例えで、必ずすべてに当てはまるものではありません

information

情報室



「令和2年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の結果が公表されました

文部科学省は令和3年10月、「令和2年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」(本調査)の結果を公表しました。本調査は毎年度実施し、小・中・高等学校および特別支援学校におけるいじめ、暴力行為、不登校、自殺などの状況をまとめています。

今回の結果では、コロナ禍の影響下での実態が浮き彫りになりました。

不登校児童生徒数は前年度より増加しました。この数字は8年連続で増加しており、過去最多となりました。また令和2年度調査より新型コロナウイルス感染症回避による長期欠席が新たに追加され、全国の小・中・高等学校で約3万人の児童生徒がこれに該当します。

【いじめ・暴力行為】

いじめ・暴力行為の認知件数は前年度より減少しており、休校などの影響があったと考えられます。しかし、児童生徒間、また先生と児童生徒の接触が減ったことで、いじめそのものを発見できなかつた可能性が指摘されています。

【不登校】

小・中学校における長期欠席、

【自殺】

自殺で亡くなった児童生徒の数は、前年度より約100人増加し、過去最多でした。

コロナ禍で、学校とのつながりが薄れてしまったとよくいわれます。しかし、本調査で取りあげられている諸課題は、親や学校の先生だけでは解決が困難な場合があります。本調査結果をもとに、地域の学校の状況を把握するため、懇談会や情報共有の機会づくりをあらためて検討されてはいかがでしょうか。



「合理的配慮」って何？

フリーライター 川田隆一

機会の平等を図るため

「合理的配慮」という言葉をご存知でしょうか？ 私たち障がい者には画期的な概念ですが、社会への浸透は十分ではないようです。そこで今回は「合理的配慮」についてお話しします。

平成28(2016)年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)が施行されました。障がいを理由とした差別的取扱いを禁止し、障がいのある人に対する社会的障壁を除去するために、過重な負担にならない時は必要かつ合理的な配慮をするように求めています。民間事業者には努力義務でしたが、令和3(2021)年5月の法律改正により3年以内に義務化されます。

「合理的配慮」は障がい者への特別扱いを求めるものではありません。障がいのある人とない人の機会の平等を図るために必要な配慮です。例えば、車いす利用者が電車に乗り降りする時、駅員にスロープ板をかけてもらいます。列車とホームの段差は社会的障壁であり、スロープ板は乗降に必要な「合理的配慮」です。

では、外に客が並んで待つレストランで、全盲の私が「他の人より先に入店したい」と求めたとしたらどうでしょうか？ 視覚以外に障がいがなければ順番を待つことに支障はありませんので、優先入店は「合理的配慮」に当たらないでしょう。視覚障がい者への「合理的配慮」としては、名前を書いて待つ場合には従業員が代筆する、列の最後尾へ案内するか

順番になるまで別の場所で待ってもらおう、席に着いたら適宜メニューを読み上げる、などが想定されます。

「免除」ではなく「参加」のために

年末の大掃除。目が見えるパートナーと相談して、私はガラス磨きを担当しました。目が見えなくても決まった範囲をまんべんなく磨くことはできます。職場や地域の清掃活動などで「障がい者はやらなくていい」と言われます。とても悲しいです。十分な対話によって生まれる「合理的配慮」さえあれば、私たちにもできることが沢山あります。障がい者にも地域で役割を担わせてください。障がい者とその障がいのために損をすることも、得をすることもない平等な社会を作るためにこそ「合理的配慮」が必要だと思います。

民鏡

亀田 龍昇

兵庫県民生委員児童委員連合会
会長・本誌編集委員

▼ 民生委員制度創設から100余年、その間に社会情勢が大きく変化した時代も多くありました。その時代を担った民生委員の方がたは、地域住民の困りごとの解決に尽力し、地域福祉増進のためにさまざまな活動に取り組んできました▼ 今では、少子高齢化、地域のつながりの希薄化、ひきこもり、DV等の複雑な問題に加えて、コロナ禍による生活困窮の社会問題も頻繁に報道されています。慣れない感染拡大防止対策を行いながらの活動に戸惑うことも多かったと思います。全児童連が令和2年度に実施した「新型コロナウイルスを踏まえた単位民児協活動環境調査」では、以前のように見守り活動等で住民と直接会って話をするのが難しくなったことが明らかとなりました。新しい生活様式にあわせて訪問・安否確認等の方法を変えることも必要です▼ 一斉改選が近づいています。新しく民生委員となる方がたと一緒に知識や経験を高め、コロナ禍であっても支援を必要とする住民に助けの手を差し伸べられるよう、また、活動内容に達成感や自負をもてるように民生委員同士の情報連携・意識改革が重要であると感じています。

民生委員・児童委員の
ひろば **1** 月号 2022 JANUARY

令和4年1月1日発行
(毎月1回1日発行)第823号
昭和31年5月18日
第三種郵便物認可

● 発行所 / 全国社会福祉協議会
〒100-8980
東京都千代田区霞が関3-3-2
電話03-3581-6747

● 発行人 / 松島 紀由
● 編集人 / 佐甲 学
● 定 価 / 1部10円 (購読料は会費に含む)

ホームページを
ご活用ください

☆ 民生委員・児童委員専用ページ
をご覧ください。次の
パスワードを入力してください。

パスワード **20131201**

ホームページの
ご案内

全国民生委員児童委員連合会のホームページ
全国民生委員互助共励事業のホームページ

お知らせ

7頁で紹介した「令和2年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」は左記QRコードよりご覧いただけます。



全民児連 で検索
互助共励 で検索

